

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成23年10月1日〕
農林水産大臣公表

前文

- 1 口蹄^{てい}疫は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
 - ① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - ④ 国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある。
- 3 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。
- 4 このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

1 口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらには「初動対応」である。

2 家畜の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

(2) 都道府県は、家畜の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

3 発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速・的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

(1) 国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

(2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県が行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

- (1) 常に海外における最新の発生状況を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。
- (3) 国境における家畜・畜産物の輸入検疫及び入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
- (6) 発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (7) 周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

なお、口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、現在の口蹄疫ワクチンでは、

- ① 備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
 - ② 感染の完全防御はできないといった性能の限界があること
- 等について十分周知する。

(8) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。

2 都道府県の実施

(1) 1の(1)により海外における最新の発生状況に関する情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者及び関係団体に周知する。

(2) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② 研修会の開催

また、特に大規模所有者（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満4月以上満17月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

(4) 口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。

(5) 家畜の所有者ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握する。

- (6) 移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。
- (7) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
- (8) 家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。
また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (9) 発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
- (10) 家畜の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
- ① 当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「処理施設」という。）が利用可能な場合には、処理施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する地方公共団体と調整する。
 - ④ 公有地又は処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

- (11) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

3 市町村・関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癍痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があるこ

と。

- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

3 検体の送付

(1) 都道府県は、2の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液及び上皮、病変部スワブ並びに当該家畜の血液を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

- ① 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

(2) 都道府県は、(1)により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家畜の過去21日間の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
 - ア 獣医師、人工授精師及び削蹄師
 - イ 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
- ③ 堆肥の出荷先

(3) 都道府県は、(1)により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動

を制限する。

ア 生きた家畜

イ 生乳

ウ 採取された精液及び受精卵

エ 家畜の死体

オ 敷料、飼料、排せつ物等

カ 家畜飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理

(3) 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保

(4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保

(5) 消毒ポイントの設置場所の検討

(6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

5 経過観察

家畜防疫員は、検体を動物衛生研究所に送付する必要があると動物衛生課が判断した場合には、次の措置を講ずる。

(1) 当該農場の飼養家畜について、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、2週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。

(2) 1の届出の原因となった家畜について、(1)の経過観察が終了するまで、移動の自粛を求める。

(3) 口蹄疫を疑う異状を認められた場合には、直ちに1の対応をとる。

6 その他

2から5までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第4 病性の判定

1 病性の判定方法

(1) 農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

- ① 病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、口蹄疫の発生が続発しており、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- ② ①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

(2) 病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

2 患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ② 発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜
- ④ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）

る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜

- ⑤ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第5 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
- ④ 隣接の都道府県

(2) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省口蹄疫防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県口蹄疫防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 農林水産省は、第4の規定により患畜又は疑似患畜と判定したときには、報道機関に公表する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)の規定による公表は、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

(3) (1)の規定による公表に当たっては、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

① プライバシーの保護に十分配慮すること。

② 発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。

(2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第6 発生農場における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。
- (5) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (6) と殺は、作業者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。
- (7) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。

また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (8) 感染経路の究明のため、と殺時に発症している家畜の病変部位を鮮明に

撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

(9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

(1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

(2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
- ⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(3) 埋却による処理が困難な場合には、焼却又は化製処理を行う（患畜の死体は、化製処理は行わず、焼却する。）。また、当該死体の移動に当たっては、(2)の措置を講ずる。

(4) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
- ④ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。

- ① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ② 排せつ物
- ③ 敷料
- ④ 飼料
- ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（2）やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0以下）又はアルカリ（pH9.0以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒剤等を用いて行う。

5 家畜の評価

(1) 患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

(2) 評価額は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算した額とし、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。

(3) 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体ごと（多頭群飼育されている場合にあつては、群ごとの代表的な個体）について、当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(4) 農林水産省は、家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第7 通行の制限（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

- 3 通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

（1）移動制限区域

① 都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、（1）及び（2）と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

(4) 制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
- ② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ア 移動制限区域及び搬出制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - イ 報道機関への公表等を通じた広報
 - ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示

(5) 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5キロメートルまで縮小することができる。

3 制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

- (1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第11の2の（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- (2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

4 制限の対象

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（第11の2の（1）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 敷料、飼料、排せつ物等
- (6) 家畜飼養器具

5 制限の対象外

(1) 敷料等の処分のための移動

- ① 発生状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外の場合、農場の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の場合、農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十

分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）への家畜の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

- (1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (2) 放牧

3 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山・川等による地域の区分

- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも21日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家畜

調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

- ① 病性判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜
- ③ 病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜
- ④ 第4の2の（2）の④及び⑤に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除される

までの間、随時行う。

② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満4月以上満17月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

(3) 検査員の遵守事項

- (1) 及び(2)の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- ① 車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
 - ② 当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
 - ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - ④ 立ち込んだ農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

3 その他

- (1) 農林水産省は、1及び2の調査・検査並びに動物衛生研究所が行う検査の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を行う。
- (2) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査・検査において、農場に立ち入らないものとする。

第12 予防的殺処分（法第17条の2）

1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として、実施する。
- (2) このため、農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定する。
- ① 通報の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
 - ② 感染の広がり（疫学関連農場数、豚への感染の有無）
 - ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山・川の有無等の地理的状況）
 - ④ 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- (3) 予防的殺処分の実施を決定する場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2 予防的殺処分の実施手順等

- (1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
- ① 実施時期
 - ② 実施地域
 - ③ 対象家畜
 - ④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、

又は貸し付ける。

(3) この場合、農林水産省は、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(4) 予防的殺処分は、第6の1に規定すると殺に準じて行う。また、第6の5に規定する方法と同様に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

第13 ワクチン

1 現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。

2 動物衛生課は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。

3 備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第12に定めるところにより使用する。

4 農林水産省は、ワクチンについて、韓国の事例も踏まえ、更に研究・検討を進める。

第14 家畜の再導入

1 導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導徹底する。

2 導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15 発生の原因究明

- 1 農林水産省及び都道府県は、口蹄疫の発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飼料の利用（輸入飼料の利用有無等）、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。
- 2 食料・農業・農村政策審議会牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・取りまとめを行う。

第16 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、防疫作業の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、農場段階で使用可能な簡易検査法の開発など防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。